
Immigration Lawyer Office

行政書士
三浦国際事務所

設立理念

行政書士三浦国際事務所は、皆様と行政をつなぐパイプ役として、千葉県千葉市に設立されました。

「外国人の方、事業者様へのスムーズな入管手続きのご案内」「日本の観光大国実現への支援」を設立の理念として掲げ、高度で専門的な法務判断と総合的な付加価値をご提供できる体制を整えるよう努めております。

行政書士は、10,000種類以上の幅広い法務手続きを行える行政の専門家です。

その中でも、入管業務を専門とする行政書士は、「Immigration Lawyer」とも呼ばれ、日本で就労・結婚・生活される外国人の方のサポートを行わせていただいております。

現在、日本は、世界1の超高齢化社会に突入し、外国人労働者の必要性は年々高まっています。

また、国際結婚も増加傾向にある中、行政書士の専門性を活かし、ご依頼者様にご満足していただけるサービスを提供するためには何が必要かを考え、常に新しいチャレンジを心がけております。

当事務所は、入管手続きを通じ、日本の発展をサポートして参ります。

ご挨拶



行政書士三浦国際事務所、代表行政書士の三浦です。

私は、当行政書士事務所を開業前、2度の留学、海外語学学校勤務、世界5大陸約30ヶ国100都市以上へのバックパッカー旅を経験し、世界各地にてビザ申請等のために関係役所を訪れる機会がございました。

その中で、各国の手続きの特徴を身をもって学び、同時にビザ申請手続きの煩雑さやシステムの不具合を感じることができました。

日本でのビザ申請（在留資格取得等）に関しましては、許可の有無が法務大臣の広範な裁量に委ねられており、申請者様は法務大臣の判断に従わなくてはなりません。

そのため、申請に必要な書類を正確にご用意頂くことはもちろん、私ども行政書士等の専門家が意見書等の追加書類を提出し、少しでも在留資格取得の確率を高められるよう、戦術的に申請を行う必要があります。

行政書士三浦国際事務所では、十分な法知識と経験を活かし、ご依頼者様の利益を最優先に考え、サポートさせて頂いております。

各種ビザ申請に関しまして、ご不明点や疑問点がございましたら、お気軽にご相談くださいませ。

当事務所3つのお約束

①ご報酬の明確なご案内

ご依頼時に明確にご報酬をご提示させていただきます。当事務所のご案内は、税込み表示となり、追加で不透明な費用が発生することはございません。

②当事務所の経験と知識を反映させた意見書の作成

許可の判断が法務大臣の広範な裁量に委ねられている入管関係の申請は、許可の確率を上げるために、申請要件に記載されている書類のみでなく、意見書等の追加書類が必要となります。当事務所では、ご状況に合わせた意見書の作成やその他必要書類提出のご提案等、これまでの経験と知識をもとにご案内させていただきます。

③入管専門行政書士ご担当

入管法務の専門家である申請取次行政書士が、申請書類の記載方法や形式に沿って丁寧に書類を作成させていただき、その後、迅速かつ正確に申請を行わせていただきます。

事務所

行政書士三浦国際事務所

代表行政書士 三浦 哲郎 (申請取次行政書士)

(千葉県行政書士会所属・登録番号 第18100898号)

CONTACT

TEL : 043-400-0191

MAIL : tabijoy@allworldtraveler.net